

7. 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

家庭養育優先原則に基づき、地域における子育て支援など虐待等の予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行いつつ、代替養育を必要とする子どもについて里親等への委託を進めるとともに、施設入所・里親等委託した子どもの家庭復帰に向けた支援を行っていくことを基本として、以下の取組を実施する。

- (1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
- (2) 親子関係再構築に向けた取組
- (3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・特別養子縁組が望ましいと考えられる子どもについては、積極的に特別養子縁組を検討のうえ、実親との調整を行う等縁組の成立に向けて必要な支援を実施。

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・里親等養育にかかる支援体制強化のため、こども家庭センター（児童相談所）に家庭養護担当の課長・係長・担当職員 4 名を配置。
- ・里親委託・施設入所後も家庭復帰の可能性がある子どもについては、関係機関と連携しながら実親との交流を進めるなど、復帰に向けた支援を実施。

②課題

- ・里親委託や特別養子縁組にかかる実親の同意が得られにくい。
- ・施設入所が長期化する中で、子どもと実親等との関わりが希薄になっている場合がある。

③取組方針

- ・里親委託や特別養子縁組が必要な子どもについて、実親の同意を得られやすくするため、養子縁組とのちがいや委託後の実親との交流等について丁寧に説明していくとともに、家庭復帰できる可能性がある場合は委託後の交流支援等を進めていく。
- ・施設入所が長期化している子どもについて、子どもの意向を確認しながら家庭状況のアセスメントを実施し、家庭復帰が可能な子どもについては復帰に向けた支援を進めていく。

【参考】評価のための指標

- ・里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間

(2) 親子関係再構築に向けた取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

(現行計画に記載なし)

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・こども家庭センター（児童相談所）において、子どもを虐待するおそれのある保護者等を対象に、保護者の心理的な葛藤や不安を和らげ、育児方法の改善につなげるためのカウンセリング事業を実施。
- ・区役所において、親子関係を適切に築けない家庭を対象に親支援グループ療法(PSG)、子育てに負担やしんどさ、イライラを感じる保護者を対象にペアレントトレーニング等を実施している。

- ・保護者カウンセリング事業（親子再統合支援事業）

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
4件	7件	7件	4件	8件

- ・親支援グループ療法（PSG）

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
87人	47人	56人	61人	61人

- ・ペアレントトレーニング

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
-	-	-	31人	37人

②課題

- ・親子関係再構築に向けて保護者の行動改善等が必要と思われる場合において、保護者自身がカウンセリングを受ける必要性を認識しにくいときの動機づけが困難。

③取組方針

- ・関係職員に対して、保護者への動機づけも含めた親子関係再構築のための支援技術の向上に向けた研修を実施する。

- ・ 保護者カウンセリング事業（親子再統合支援事業）

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
12件	14件	16件	18件	20件

【参考】 評価のための指標

- ・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

(再掲)

- ・特別養子縁組が望ましいと考えられる子どもについては、積極的に特別養子縁組を検討のうえ、実親との調整を行う等縁組の成立に向けて必要な支援を行っている。

II 現行計画にない新たな取り組み

(再掲)

- ・里親等養育にかかる支援体制強化のため、こども家庭センター（児童相談所）に家庭養護担当の課長・係長・担当職員 4 名を配置

②課題

- ・特別養子縁組にかかる実親の同意が得られにくい。

③取組方針

- ・特別養子縁組が必要な子どもについて、実親の同意を得られやすくするための説明上の工夫などを検討する。

【参考】評価のための指標

- ・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数

8. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

※「第3回里親委託推進のための検討会」(9/11)において検討後、
「第4回社会的養育推進のための検討委員会」で報告予定

9. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 施設で養育が必要なこども数の見込み

※「8. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組」の取組方針等を受け、
「第4回社会的養育推進のための検討委員会」で検討予定

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

① 現状

- ・市内の児童養護施設 13 施設のうち 2 施設がオールユニット化されており、グループホームは 2 施設が 1 箇所設置、3 施設が 2 箇所設置しており、徐々に地域分散化が進んでいる。
- ・ケアニーズの高い児童の受入れ体制強化のため、職員配置に対する補助や、施設職員の研修受講にかかる経費補助等を市が実施し、施設の高機能化を促進している。
- ・一定の要件を満たす場合に、定員外でショートステイの受入れを可能とするなど、本体施設の余剰スペースの活用し多機能化を図っている。

【参考】

- ・児童養護施設数：市内 13 施設
- ・本体施設における小規模グループケアに対応している施設 12 施設
- ・本体施設とは別にグループホームをもつ施設 5 施設

② 課題

- ・今後、児童数の減少が見込まれる中で、ショートステイのニーズや、資源の必要量などの分析が十分できていない。
- ・施設等においては、困難な課題のある児童を養育するだけでなく、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める上では、職員の専門性が不可欠であるが、職員の人材確保・人材育成が課題となっている。

③ 取組方針

- ・今後、児童数の減少が見込まれる中で、ショートステイのニーズや、資源の必要量の分析した上で、今後、各施設がどのように高機能化・多機能化を図り、機能転換していくか、関係者と課題を共有し、協議を行っていく。
- ・将来的に施設等が、必要とされる専門性を担保するため、職員が研修を受講する機会の提供や、リーダー的職員の養成など、施設等の関係者と共に、人材確保や人材育成について、必要な取り組みを検討していく。

- ・小規模かつ地域分散化した施設数

R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
—	—	—	—	—

- ・一時保護専用施設の整備施設数

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
—	—	—	—	—

- ・児童家庭支援センターの設置施設数（再掲）

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
5施設	5施設	5施設	5施設	5施設

- ・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
—	—	—	—	—

- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0施設	0施設	0施設	0施設	0施設

（現在、公益社団法人で1カ所実施）

- ・市区町村の家庭支援事業（子育て短期支援事業）を委託されている施設数

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
24施設	24施設	24施設	24施設	24施設

【参考】評価のための指標

- ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
- ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数
- ・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
- ・一時保護専用施設の整備施設数
- ・児童家庭支援センターの設置施設数
- ・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数
- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数
- ・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

10. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

①現状

- ・社会的養護経験者等の実情把握のため、5年ごと（平成29年度、令和4年度）に児童養護施設退所者を対象としたアンケート調査を実施。
- ・社会的養護自立支援事業（※）の利用者数

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
10人	11人	11人	12人	11人

※措置解除者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合には、原則22歳の年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を受けることができる事業。令和5年度末で廃止され、児童自立生活援助事業として再編。

②見込み数

- ・自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
12人	12人	12人	12人	12人

【参考】年度末児童養護施設入所者数

令和4年度末 18歳：25人 19歳：12人（全体：364人）

令和5年度末 18歳：20人 19歳：11人（全体：365人）

③課題

- ・社会的養護経験者等の実情を把握するためには、未回答者を少なくし、より多くの児童にアンケートに答えていただく必要があるため、調査方法等の工夫を図る。

④取組方針

- ・社会的養護経験者等を対象とした実情把握のためのアンケート調査を5年ごとに実施していく。

(2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

① 現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・リービングケア・アフターケア等の自立支援を担当する職員を全施設に配置しており、13 施設中 11 施設が専任で支援を実施。
- ・児童養護施設の入所者、退所者を対象にソーシャル・スキル・トレーニング（SST）を実施し、その場で退所後の就労・生活相談の場の紹介も実施。

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・各児童養護施設等の自立支援担当職員と神戸市で月 1 回連絡会を実施し、情報交換やケース検討等を行っている。
- ・公営住宅を活用し、児童養護施設等の退所を控えた児童の一人暮らしの練習や、退所後に児童養護施設等職員の支援を受けながら一人暮らしを行うなどの、自立支援の取り組みを実施している。
- ・措置費や補助金等では充足できていない施設入所児童の学用品の購入、通塾費用、退所児童のアフターケア等の費用を補助。
- ・令和 4 年度より企業団体の協力を得て、中高生を対象に一部の児童養護施設で職場見学・体験を実施。令和 5 年度は市内全児童養護施設を対象に就業体験、工場見学を実施。

② 課題

- ・児童福祉法改正により、施設や里親家庭等の住居において引き続き支援が必要な措置解除者等が、年齢ではなく都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けられるよう、支援の年齢要件の弾力化が規定された（児童自立生活援助事業）。このため、支援を必要とする社会的養護経験者等の受け皿を適切に確保し、自立を目指すことのできる環境の整備を図る必要がある。
- ・令和 4 年度に実施した児童養護施設退所者へのアンケートにより、①日常的に生活相談等ができる機関、②施設出身者同士が集まれる場 が必要とされていることがわかった。そのような拠点として、社会的養護経験者等の相互交流や、生活相談、必要な情報提供を行う場の設置が求められている。
- ・児童自立生活援助事業Ⅱ型（児童養護施設、母子生活支援施設等：5 人以下）と、自立援助ホームの対象や支援内容など、役割分担の整理が必要。

③ 取組方針

- ・ I 型については、児童養護施設での対応が難しい児童等を対象に、生活指導・就労支援等を行い、II 型については、社会的養護自立援助事業の後継事業として、施設に入所中で引き続き支援が必要な児童等を主な対象として実施する。

- ・ 児童自立生活援助事業の実施箇所数（I 型～III 型それぞれの入居人数）

I 型（自立援助ホーム：5人以上 20 人以下）

R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

II 型（児童養護施設、母子生活支援施設等：5 人以下）

R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所

III 型（ファミリーホーム、里親）

R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所

- ・ 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【参考】評価のための指標

- ・ 児童自立生活援助事業の実施箇所数（I 型～III 型それぞれの入居人数）
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数
- ・ 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

11. 児童相談所の強化等に向けた取組

(2) 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

① 現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・ 児童虐待相談の増加等に対応するため、児童福祉司・児童心理司を大幅に増員し、国の示す配置標準を充足する人員を配置。
- ・ 児童福祉司任用後研修等の法定研修の受講のほか、児童相談業務に必要な知識等を習得するための所内研修や外部研修の受講を促進。

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・ 児童虐待事案等について、警察との緊密な連携を図り、より迅速に対応するため、令和 2 年 10 月より、現職の警察官を「児童虐待対策担当課長」としてこども家庭センター（児童相談所）に配置。
- ・ 地区担当制に変更、相談室の増。

② 課題

- ・ 児童福祉司等の職員を大幅に増員したことに伴い、経験年数の浅い職員も増加したため、相談援助技術の向上に向けた取組が必要。

③ 取組方針

- ・ こども家庭センター（児童相談所）において、引き続き職員の計画的育成に取り組むとともに、各区役所及び児童家庭支援センター等の地域の関係機関との密な連携と適切な役割分担のもと、子どもや家庭に対する支援体制の充実を図っていく。

【参考】 評価のための指標

- ・ 児童相談所の管轄人口
- ・ 児童福祉司、児童心理司の配置数
- ・ 市町村支援児童福祉司の配置数
- ・ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数
- ・ 医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
- ・ 保健師の配置数
- ・ 弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）

12. 障害児入所施設における支援 →資料 6